

## 川崎市老人いこいの家（愛称「いこいの家」）団体利用要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、高齢者の活動団体又は高齢者福祉の推進を目的とする事業を行う団体が、川崎市老人いこいの家条例施行規則第7条に基づき団体で利用する場合の手続き等を規定する。

### （定義）

第2条 団体は、川崎市老人いこいの家条例第1条に掲げる高齢者の心身の健康増進等の目的を達成するため、第5条に定める内容を行うものとする。

2 団体の構成人数は5名以上とし、諸室の状況等に応じて、指定管理者が定める。

### （利用申請）

第3条 利用を希望する団体は、川崎市老人いこいの家団体利用申請書（第1号様式）を川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例第60号）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、湯沸室を利用する場合には、川崎市老人いこいの家（愛称「いこいの家」）湯沸室利用取扱要領に定める事項についても遵守するものとする。

2 指定管理者は、老人いこいの家の利用を許可した場合は、川崎市老人いこいの家利用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

### （利用制限）

第4条 前条の団体は、次の各号の一に該当することをしてはならない。

（1）老人いこいの家での活動に係る月謝及び会費などを徴収すること。ただし、実費相当分については除く。

（2）その他、社会通念に反すること。

2 指定管理者は、前項に該当する事実がある場合は、その利用を取り消すことができる。

### （利用内容）

第5条 団体利用の内容は、心身の健康増進と高齢者福祉に関する事業及び講座などとする。

### （利用日）

第6条 団体利用は、次に掲げる日については、利用を許可しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（敬老の日は除く）

（3）年末年始（12月29日から1月3日まで）

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 団体は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営利を目的とした事業、政治活動及び宗教活動をしないこと。
- (2) 利用した居室及び備品などは、学習及び会議などの終了後、原状に復帰させること。
- (3) 許可に基づく用途以外の利用、又は利用の権利を他に転じないこと。
- (4) 飲食を目的として施設を利用しないこと。ただし、地域のふれあい・支え合い活動等で飲食を伴うものを除く。
- (5) 飲酒をしないこと。
- (6) その他、指定管理者の指示した事項。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

## 第 1 号様式

# 団体利用申請書

年 月 日

(宛先)

団体名 \_\_\_\_\_

住 所

氏 名

電話 —————

川崎市老人いこいの家（いこいの家）団体利用要綱の規定を守り  
次のとおり利用したいので申請します。

利用施設 老人いこいの家

団体種別 ☐ 一般団体（自主活動） ☐ 地域活動（地域包括ケアシステム推進に資する活動）

利用目的

行事名 (内容)

☐ 会議    ☐ 講習・研修    ☐ 教養・文化活動    ☐ レクリエーション・趣味  
☐ 大会    ☐ 機能訓練・体操              ☐ ミニデイ  
☐ 会食・配食    ☐ その他        (                                  )

責任者

利用人数

うち  
60歳未満の人数

利用  
年月日

年 月 日 ( ) : ~ :

年 月 日 ( ) : ~ :

※申請の利用時間は参集から片付けまでの時間を含みます。

利用室名

☐ 大広間      ☐ 教養室      ☐ 談話室      ☐ クラブ室      ☐ 湯沸室

☐      ☐      ☐      ☐      ☐

